

2025年5月7日

大阪市教育委員会
教育長 多田 勝哉 様

大阪市学校職員労働組合
執行委員長 場口 博文

2025 自治労現業統一闘争に関する要求書

自治労は 2025 現業統一闘争を産別統一闘争として「自治体現場力による質の高い公共サービスの確立」を基本的な目標に掲げ「職の確立」を基本とする「新たな技能職」へのとりくみと「より質の高い公共サービス」の提供に必要な人員確保や賃金・労働条件の改善をめざすため、個別の具体とりくみ指標を設定し、全国で闘争体制の強化をはかることとしています。

また、長年の退職者不補充や任用替えなど合理化の矢面に立たされてきた現業・公企職場の最重要課題は人員確保であることから、春闘段階から年間を通じたとりくみを進めるとして、第1次、第2次のとりくみゾーンを設定し、通年のたたかひの強化をはかり、とりくみを進めています。

近年、全国各地で想定を超える大規模自然災害が頻発する中、大阪市では「大阪市地域防災計画」や「大阪市地域防災アクションプラン」を設定し、防災・減災対策を推進する一方で「市政改革プラン3.1」では、新たに、改革プラン終了以降の目標として、直営業務を精査し技能職員を半数程度に削減するとの考えを示しています。

今日、多様化する市民ニーズへの対応と地域社会が必要とする「質の高い公共サービス」を提供するため、教育現場の第一線で地域と密着している現業・現場職員が日常的に市民要望を政策情報として収集し教育行政に反映していくことが不可欠であり、業務実態に応じた業務執行体制を確立するための学校現業職場のあり方について、これまで学校現業職員が地域・職場で果たしてきた実績を活かし、新たな役割を創出すべく、現業職場の確立をはかるとりくみを推進していかなければなりません。

我々の担う業務は児童・生徒にとって欠かすことができないことから、大阪市職員である自覚と責任のもと、日々、懸命に業務を遂行しています。

そのうえで、引き続き、直営を基本とした施策の実施など、分権自治体改革にむけた市政改革や現場実情に応じた教育改革となるよう強く要請するとともに、2025 自治労現業統一闘争の意義と趣旨を十分に踏まえ、下記の内容について申し入れますので、大阪市教育委員会として誠意をもって対応されるよう要求します。

記

1. 労使関係について「労使対等の原則」「労使自治の原則」「相互不介入の原則」「相互理解の原則」等にもとづき労働組合法をはじめとしたあらゆる関係諸法令を遵守すること。

2. 管理作業員職場において自治体直営を基本とし業務実態に基づく適正な要員配置を行うこと。
単数配置職場においては現場実情を十分把握し適正な要員配置を行うこと。
また、すべての勤務労働条件の変更について労使合意を基本に十分な交渉・協議を行うこと。
3. より質の高い公共サービスの提供体制の確立、技術・技能、知識・経験を継承できる、業務に必要な人材を確保するため、新規採用を行うこと。
4. 「労働基準法」および「労働安全衛生法」を遵守し、すべての公務災害・職業病を一掃するため、労働安全衛生管理体制の充実・強化を図ること。【詳細別紙】
5. 労働安全衛生面に十分に配慮し、業務実態に見合った作業服等を貸与すること。【詳細別紙】
6. 定年延長における高齢期職員の働き方について労働安全衛生の観点からも労使で十分に協議を行い、65歳まで安全で安心して働き続けられる職場環境を整備すること。
また、再任用職員については職場実態に応じ適正に配置すること。
7. 現業管理体制のさらなる充実・強化をはかり、管理作業員の現場力を十分発揮できる必要な対策を講じること。
また、各級主任設置要綱に基づく適正な対応をはかること。
8. 人事評価制度については、現場で技能職員として担っている役割を的確に反映させた職場実態に応じた評価制度とし、4原則（公平・公正性、透明性、客観性、納得性）2要件（労使協議制度の確立・苦情処理機関の設置）の確立した制度に改め、人材育成を主眼とする制度運用をはかること。
また、現行の職員基本条例に基づく相対評価は廃止すること。
9. 教職員勤務情報システムに伴い、管理作業員に共有端末並びに周辺機器の充実をはかること。
10. 災害発生時の避難拠点となる学校園施設における管理作業員の役割を明確にすること。
11. 学校現業労働者に対する職業差別を撤廃し、賃金労働条件をはじめ、あらゆる差別的な制度を廃止および改善をはかること。

以上

2025 年度 労働安全衛生の改善にむけた要求事項

1. 労働安全衛生対策に関する予算の確保を図ること。
2. 大阪市労働安全衛生委員会、大阪市管理作業員労働安全衛生委員会小委員会の充実と実効あるものにし連携を密にすること。
3. 職場で「安全作業の手引き」「主な電動工具・主な木工用手工具の取扱について」の活用及び周知徹底に努め、その項目・内容について点検を行い、改善点については迅速な対応に努めること。
4. 安全衛生に向けた自覚が組合員一人ひとりのものになるよう、大阪市教育委員会、管理職、現業管理体制を通じ、安全衛生に関する事項、保護具の着用、施設の点検等の実施を推進し快適な職場環境に努めること。
5. 労働災害の防止対策と、発生した場合の迅速な措置に向けて、連携を密にすること。また、熱中症の発生については、命に係わる重大な事象であることから、発生状況や対策を検証するとともに、学校園、営繕園芸事務所、学校業務サービスセンターの作業実態に応じた熱中症予防対策を講じること。
6. 職場環境整備として、ルームエアコンについて、容量、設置場所等実態に見合った対応を講じること。
7. ヘルメット等をはじめとした保護具の支給と着用を教育委員会責任において実施すること。
8. 心の健康保持増進については、「大阪市職員心の健康づくり計画（第3次）」に基づき、積極的な取り組みを行い働きやすい職場づくりを推進すること。

2025 年度 作業服等の改善にむけた要求事項

1. 作業服について
 - (1) 労働安全衛生面に十分配慮し、作業実態に見合った作業服等を貸与すること。
 - (2) 生地・デザインなど、より一層の改善を図ること。
2. 作業靴について
 - (1) 作業実態に基づく、良質な素材を使用した優良な製品を貸与すること。
 - (2) 業者変更に影響されないよう規格寸法等を一定とすること。
3. 備蓄品については、より一層の充実を図り、破損等が発生した場合、すみやかに交換すること。
4. 交付日については、決定されている貸与期日までに必ず貸与すること。